

控訴審判決 延期！

—大垣警察市民監視違憲訴訟—

自由にものを言いたい
監視されたくない
わたしたちは犯罪者？



「もの言う」自由を守る会

ニュース 臨時号—2

2024年5月2日

〒 503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25
弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所内

大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす

「もの言う」自由を守る会

<https://monoiujiyu-ogaki.jimdofree.com/>

☎ 0584(81)5105 fax0584(74)8613



5月1日午後、名古屋高裁から弁護団に連絡がありました。5月16日に名古屋高裁で言い渡しとなる予定であった大垣警察市民監視違憲訴訟控訴審判決を「延期」とするという連絡です。現時点で「いつになるか」のメドはたっていません。画期的な判決とするために、より厳密に検討を加えているからであろうと、期待を込めて推測しています。

判決期日がわかり次第、HPにもアップしてお知らせしたいと思います。新たな判決期日には、万障お繰り合わせの上、名古屋高裁に足をお運び下さることを、心よりお願いいたします。

【情報収集の違法が焦点】

一審判決は、情報提供を違法と断じ、人格権としてのプライバシーに対する悪質な侵害であることを認めて、被告岐阜県に対して各原告に55万円の損害賠償を支払うよう命じました。しかし情報収集については「必要性があったことは否定できない」と容認し、情報抹消請求は門前払いしました。一審原告らは控訴しました。

被告側は、控訴審でも事実認否を拒否し、まともな主張もしませんでした。高裁判決では、情報収集の違法性に踏み込むことが期待

できます。どこまで深く踏み込むか、情報抹消請求を認めるかが焦点となります。



【なおも署名を集めています】

1月からお願いしていた判決に向けた署名の第1次集約分は、4月初めに名古屋高裁に提出しました。ご協力に感謝いたします。判決が延期となったので、なおも署名を集めます。団体署名は数名の小グループも大歓迎です。5月末までに事務局にお届け下さい。

【闘いは続いていきます】

私たちは、控訴審判決に期待しています。とはいえ、判決が原告側の全面敗訴（一審を覆して提供行為をも適法とするという想定しがたい判決）でない限り、被告側は上告します。闘いは最高裁へと続きます。

裁判所の中の闘いとどまりません。秘密保護法強行成立から10年余りの間に、共謀罪法や重要土地調査規制法が成立し、今国会では、秘密保護法を民間に大きく広げる経済安保版秘密保護法が押し通されようとしています。政府が警察を使って市民を監視し、言論を封じ込めようとするその先には戦時体制が待っています。

こうした情勢だからこそ、公安警察活動に法の網をかけ、「もの言う」自由を守り抜く運動として、この裁判を積極的に闘っていきたいと考えています。ご一緒に闘っていきましょう！

今後とも、皆さまのご支援をよろしくお願いいたします。